平和・交流・共生の都市宣言推進指針（案）

平成３１年３月

豊橋市

平成18年12月18日議決 告示第354号

平和・交流・共生の都市宣言

私たちのまち豊橋市は、市民自治の精神に立ち、人や地域、世界の国々とのつながりを大切に、“すべての人とともに生きる”、気概と誇りをもったまちづくりを進めています。

市制１００周年を機に、私たちは、先人の英知と情熱の歴史を受け継ぎ、核の脅威のない真の恒久平和と世界の持続的な発展に貢献するため、広い分野にわたる交流と国際協力の取組みに努めます。

また、多様な文化や生活・習慣への理解を深め、自らの役割と責任を自覚するなかで、互いに信頼し尊重しあう心を持ち、人が輝き安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

心豊かで笑顔あふれる豊橋を次の世代に引き継ぐため、私たち豊橋市民は、一人ひとりが、未来への夢と高い志を持ち、“世界に開かれ、世界に友人をもつ豊橋”、“平和を希求する豊橋”をめざすことを決意し、ここに「平和・交流・共生の都市」を宣言します。

平成１８年１２月１８日

愛知県豊橋市

目 次

Ⅰ 指針策定にあたって

1 指針策定の趣旨……1

2 指針の位置づけ……1

Ⅱ 都市宣言の本旨実現のための課題

1 国際協力を通じた平和への貢献……2

2 交流による国際理解の推進……3

3 多文化共生社会の実現……4

Ⅲ 平和・交流・共生の都市づくり推進の基本的な考え方

1 国際協力を通じた平和への貢献……6

2 交流による国際理解の推進……7

3 多文化共生社会の実現……8

Ⅰ　指針策定にあたって

1　指針策定の趣旨

本市は、市制１００周年を迎えた平成１８年１２月に、“世界に開かれ、世界に友人をもつ豊橋”、“平和を希求する豊橋”を目指すことを決意して、「平和・交流・共生の都市宣言」（以下「都市宣言」という。）を行いました。

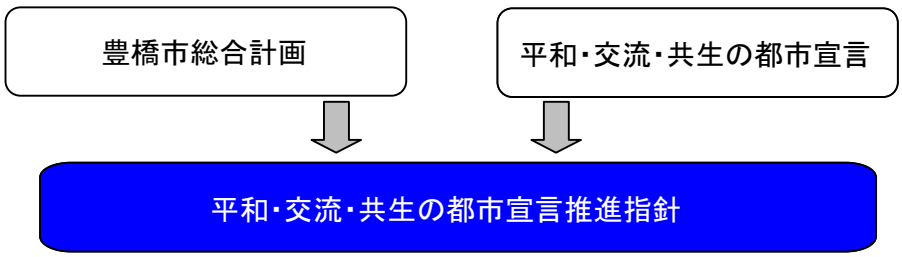
「平和・交流・共生の都市宣言推進基本計画」（以下「前計画」という。）は、この都市宣言の本旨の実現に向けて、３つの基本方向のもと、平和に貢献するための国際協力、交流及び多様な文化や生活・習慣の相互理解に基づく多文化共生の取組みについて、その方向性を示し、もって平和・交流・共生の都市づくりに資する事業の計画的かつ着実な実施を図るため、平成２６年に策定されたものです。

現在、わが国の社会経済情勢は急速な変貌をとげ、国の外国人受入れ施策が拡大されようとする中、本市の都市宣言の推進に関して、とりわけ多文化共生を取り巻く環境については、外国人市民の多国籍化や長期滞在化が一層進行しています。さらに、外国人市民が子を産み、育て、我々とともに暮らす「生活者」というステージを迎えています。

「前計画」は平成３０年度をもって計画期間が終了しますが、都市宣言の本旨を実現するにあたり「前計画」の施策の方針は、定常的な考え方であるべきことから、今回の策定において年次を定めた事業計画ではなく、長期的な視点で基本方向、基本方針を示した「平和・交流・共生の都市宣言推進指針」（以下「指針」という。）を定め、指針に基づき的確に事業を実施していきます。

2　指針の位置づけ

都市宣言の理念と豊橋市総合計画の趣旨を踏まえ、平和・交流・共生の都市づくりに向けて基本的な指針を明らかにするものです。



Ⅱ 都市宣言の本旨実現のための課題

1 国際協力を通じた平和への貢献

戦後７０年余が経過し、戦争を体験した世代の減少により、戦争の記憶が薄れようとしています。また、戦争遺跡の消失や資料の散逸が進んでいます。こうした状況を踏まえ、戦争体験や戦争遺跡の記録を残し、後世に伝えるための取組みなどを行い、平和意識の啓発を推進しています。

また、現在、国際社会では「持続可能な開発目標（以下「ＳＤＧｓ」という。）」の達成に向け、政府だけでなくＮＰＯや民間企業等、様々な主体が取組みを行うなど、国際協力活動の重要性が増しています。本市では、開発途上国に対する技術支援や、国際協力への理解を深め、活動の担い手を増やすための取組みなどを行い、国際協力活動の促進を図っています。

このほか民間団体では、戦争体験を語り継ぐ催しや、開発途上国への物資支援など、平和と国際協力に関する活動が様々な形で行われています。

【課題】

・戦争を体験した世代が減少しており、戦争の記憶を次世代に継承していく必要があります。
・若い世代に向けた平和に関する学習機会の充実が必要です。
・国際社会ではＳＤＧｓの達成が求められているなど、国際協力活動の重要性が増しているため、その担い手を増やす必要があります。
・市民協働による平和・国際協力事業の推進が必要です。

2 交流による国際理解の推進

本市では、地域の特色を活かした国際化を進めるため、豊橋市国際交流協会を中心とした民間による国際交流を推進するとともに、友好姉妹都市などとの多岐にわたる交流を進めています。

現在、中華人民共和国・南通市やアメリカ合衆国・トリード市との友好姉妹都市提携、大韓民国・晋州市、ブラジル連邦共和国・パラナヴァイ市、ドイツ連邦共和国・ヴォルフスブルグ市とのパートナーシティ協定により、海外５都市との国際交流を行っています。

友好姉妹都市では、主に友好訪問団や専門分野訪問団の派遣・受入などにより行政や民間も含めた広範な交流を継続しています。

パートナーシティにおいては、教育、スポーツ、経済分野など特定分野での交流が進んでいます。

教育に関しては、特に教職員の相互派遣を通じて学習環境の改善支援や異文化理解に努めるなど行政による交流を行っています。

青少年海外派遣などによる民間交流では、豊橋市国際交流協会や豊橋日独協会などを中心に活発に行われています。

また、豊橋市国際交流協会では、語学講座、ボランティア育成事業、インターナショナルフェスティバルの実施など市民レベルでの国際理解の促進や活動を支援しています。

【課題】

・異文化理解の促進と国際感覚の涵養のため、青少年向け事業の充実を図る必要があります。
・行政と民間国際交流団体の適切な役割分担の下、それぞれの強みを生かしながら、連携を深めることで、民間国際交流団体の継続的な活動を支援していく必要があります。
・市民が主体的かつ継続的に国際交流事業へ参加できるよう情報提供や支援・協力などの環境づくりを行う必要があります。

3 多文化共生社会の実現

日本が人口減少へと向かう中、国の政策からも外国人は、今後も増加するものと考えられます。

これまで、多文化共生社会の実現に向けて、言葉や文化、習慣の違いについて相互理解の促進を図り、母語でしか情報を得られない外国人市民のために、外国人情報窓口の設置や外国人相談業務の充実、各種行政情報の多言語化、各課への通訳の配置、その他にも就労への支援など外国人市民が孤立することなく安心・安全に暮らすことができるよう、多岐にわたる取組みを行ってきました。

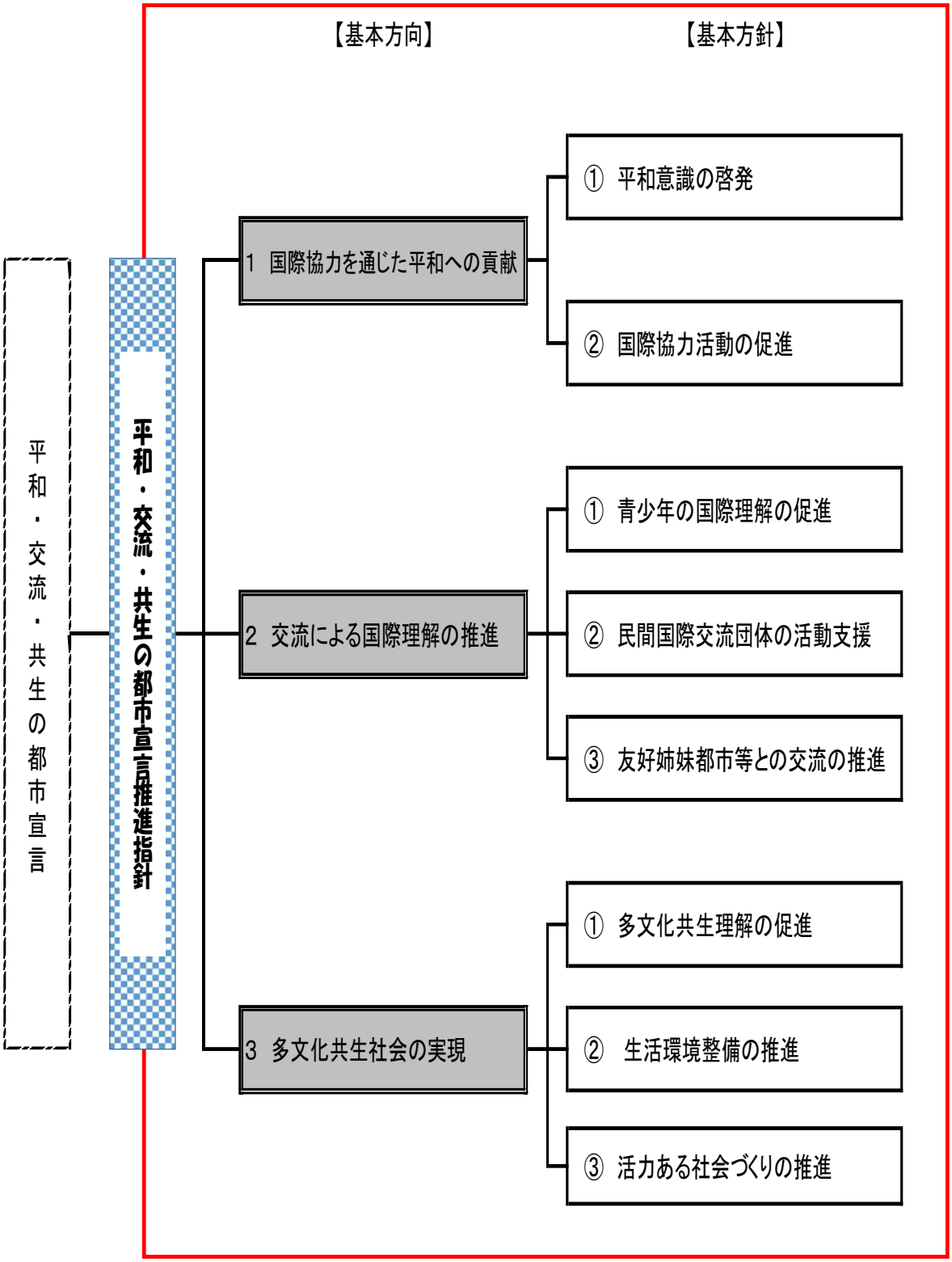
さらに、来日して間もない子どもの学習環境についても日本語を集中的に学習するため、就学前の幼児向けに「プレスクール」や小学生に対する日本語初期支援として「プレクラス」の設置、中学生に対する日本語初期支援校「みらい」の開校、さらに児童生徒や保護者に対する相談体制として、外国人児童生徒相談コーナーの設置など、市や教育委員会、豊橋市国際交流協会、ＮＰＯ等民間団体との連携した取組みにより、不登校児童対策や高校進学率の上昇など着実に改善しており、外国人児童生徒に対する支援のノウハウも蓄積されています。

【課題】

・日本人市民と外国人市民が地域の中で積極的に関わり合いながら、言葉、文化、習慣の違いなどを理解し合い、助け合って暮らせるように多文化共生への理解の促進が求められます。
・外国人市民が情報弱者にならないように、日常生活や行政サービスなどの情報を多言語で提供し、日本で暮らすうえでの必要なルールや制度を周知するなど生活環境を整える必要があります。
・子どもたちが、将来安心して暮らせるようにキャリアビジョンを持つことができる学習環境の充実が必要です。
・外国人市民を「支援される側」から「支援する側」へと意識転換し、外国人市民の持つ個性が発揮できる活力のある地域づくりが必要です。
・外国人市民の永住化の進展により、外国人市民の支援ニーズが多様化していることから、日本人市民と対等な地域社会の構成員として乳幼児期から老年期まできめ細かな支援をする必要があります。

Ⅲ 平和・交流・共生の都市づくり推進の基本的な考え方

[今村　仁1]



1 国際協力を通じた平和への貢献

1－1 基本方向

国家や地域の垣根を越え、人やモノ、資本が移動するグローバル経済の下では、一国の経済危機や気候変動などがグローバルに連鎖して発生し、経済成長や社会問題にも波及して影響を及ぼす時代になってきています。このような状況を踏まえ、「誰一人取り残さない」多様性と包括性のある社会を実現するため、行政だけでなくＮＰＯや民間企業など様々な主体が連携し、ＳＤＧｓの達成に向けた取組みを推進していくことが求められます。このような状況の中、ＳＤＧｓの目標にもあるように、市民一人ひとりが平和への意識を持ち、国際協力活動を行うなど、その実現に向けた取組みが期待されます。

こうした中で本市においては、都市宣言の理念に基づき、より多くの市民が平和についての理解を深めることができる取組みや、国際社会全体の安定と持続的な発展による国際平和に向けて、国際協力活動の促進に関する施策をより一層充実していくことが必要となっています。そこで、市民一人ひとりが平和について考えるきっかけとなる機会を様々な方法で積極的に提供するとともに、国際協力活動に関する情報提供や、それを担う人材の育成を進め、国際社会において必要とされる支援を継続的に行います。

このような平和意識の啓発と国際協力活動の促進を通じて平和への貢献に寄与していくことを基本方向とします。

1－2 基本方針

1－2－1 平和意識の啓発

より多くの市民が平和の大切さについて関心を持ち、理解を深めることができるよう、戦争の記憶を次世代に継承するための取組みや、若い世代の平和に関する学習機会を充実させるなど、市民一人ひとりが平和について考えるきっかけとなる機会を提供することにより、平和に関する意識啓発を推進します。

1－2－2 国際協力活動の促進

国際協力への理解を深め、活動の担い手を増やすため、国際協力活動に関する情報提供や広報活動の充実と、それを担う人材の育成に努めるとともに、民間団体とも協力しながら、国際社会において必要とされる支援を継続的に行うことで地方都市としてできる国際協力の取組みを推進します。

2 交流による国際理解の推進

2－1 基本方向

本市では、友好姉妹都市、パートナーシティをはじめ、これまで世界の様々な地域との交流を通じて国際理解を深めてきました。

一方で、国際社会においてはＳＤＧｓの推進が求められ、また、地域においては企業活動のグローバル化、国の外国人受入れ施策のさらなる進展、留学生の受入れ拡大など国際化の波は一層大きく押し寄せています。

こうした中、都市宣言の理念に基づき、交流による国際理解を推進するためには、これまでの交流を財産に市民レベルでの内なる国際化を進めていく必要があります。そのため本市は、これからの国際社会を支える人材である青少年に対して、異文化交流の機会の提供や、国際理解教育を推進しその育成に努めるとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会やインバウンドなどを通じた新たな交流、民間を主体とした姉妹都市等との交流など多様なチャンネルを通じて広く国際交流活動と異文化の相互理解を深めていきます。

このような国際交流、国際理解の推進を通して、市民レベルでの多様な活動を支援し、平和への貢献に寄与することを基本方向とします。

2－2 基本方針

2－2－1 青少年の国際理解の促進

青少年がグローバルな視点で物事を判断できるような国際感覚の育成は、今後の国際交流活動を飛躍的に広げる可能性があることから、青少年に対する異文化交流の機会の提供や国際理解教育を一層推進します。

2－2－2 民間国際交流団体の活動支援

民間国際交流の活発化は、市民の国際感覚を養い、地域の活性化を促すだけではなく、各国との相互理解や平和への貢献にもつながります。そのため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会やインバウンドなどの盛り上がりで芽生えた市民レベルの交流を民間国際交流団体が中心となって行うことが地域の国際化にとって重要であることから、行政は民間国際交流団体へ積極的に情報提供し、交流が深まる環境づくりを支援します。

2－2－3 友好姉妹都市等との交流の推進

友好姉妹都市等との長年にわたり築いてきた信頼と友好関係により新たな価値を生み出し、さらに都市宣言の理念に基づき広く友好を深めていきます。そのためには、各都市との交流を一層推進し、市民が主役となって、時代とニーズに合った活動ができるよう推進していきます。

3 多文化共生社会の実現

3－1 基本方向

多国籍化、定住・永住化の傾向にある外国人市民が日本人市民とともに安心して暮らすためには言葉、文化、習慣の違いなどを認め合い、外国人市民を同じ地域に住む一員として受け入れることが重要であると考えられます。

そのためには、ＳＤＧｓに期待されるように外国人市民に対し日本人市民と同様に生活環境や教育環境の整備を推進することが必要です。生活基盤が安定することにより、「支援される側」から「支援する側」へと外国人市民の自立につながることが期待できます。

このような多文化共生の理解の促進、生活環境整備の推進を通して、外国人市民が地域の担い手である自覚を持つことで、外国人市民ならではの個性が発揮されて活力ある多文化共生社会づくりの実現を目指すことを基本方向とします。

3－2 基本方針

3－2－1 多文化共生理解の促進

多文化共生社会の実現には、日本人市民も外国人市民も、互いの文化や慣習の違い、考え方の違いを認め合い、お互いをより理解し合って、同じまちに暮らす隣人として尊重し助け合い生活していくことが大切です。人権意識を高めるとともに相互理解を深めていく多文化共生理解を促進します。

3－2－2 生活環境整備の推進

日本人市民と外国人市民がともに安心して暮らすためには、外国人市民が日本で暮らすうえで必要なルールや制度を十分認識し、地域住民としての義務や責任を果たすことが求められます。そのためには様々な媒体を活用して「やさしい日本語」及び多言語による情報提供や多様化する相談にも応える体制を整えることが大切です。さらに子どもたちが、将来に夢と希望を持てるよう学習環境の整備を推進します。

3－2－3 活力ある社会づくりの推進

生活基盤の安定化を支援することから外国人市民の自立につなげ、外国人市民が支援される側としてだけではなく、地域社会の対等な構成員として、地域を支える担い手となる自覚を持つことが重要です。

外国人市民ならではの個性が発揮され、外国人市民と日本人市民がともに築き上げる活力のある社会づくりを推進します。